

「月次支援金のスケジュールについて」

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和のための「月次支援金」について8月分までの申請期間が公開されました。

対象となる事業者は期間内に申請手続き行ってください。

●申請期間

4月/5月分：2021年6月16日～8月15日

6月分：2021年7月1日～8月31日

7月分：2021年8月1日～9月30日

8月分：2021年9月1日～10月31日

●給付対象

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上高が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

●給付額

中小法人等：上限20万円/月 個人事業者等：上限10万円/月

※2019年または2020年の基準月の売上—2021年の対象月の売上

●問い合わせ先

月次支援事業コールセンター

0120-211-240（8：30～19：00 土日、祝日含む全日対応）

03-6629-0479（IP電話等からのお問い合わせ先）

●参考資料

・月次支援金ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>